

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、新潟県、長野県、山梨県担当部会)
令和2年11月25日答申分

○答申の概要

(1) 年金記録の訂正の必要があるとするもの 1件

厚生年金保険関係 1件

(2) 年金記録の訂正を不要としたもの 1件

国 民 年 金 関 係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(受) 第 2000180 号
厚生局事案番号 : 関東信越(厚) 第 2000072 号

第1 結論

請求者のA社における標準賞与額を平成16年8月5日は25万円、同年11月30日は40万円、平成17年7月31日は50万円、同年11月30日は70万円、平成21年6月29日は33万6,000円、平成22年6月25日は17万8,000円に訂正することが必要である。

平成16年8月5日、同年11月30日、平成17年7月31日、同年11月30日、平成21年6月29日及び平成22年6月25日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成16年8月5日、同年11月30日、平成17年7月31日、同年11月30日、平成21年6月29日及び平成22年6月25日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和34年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

- 請求期間 : ① 平成16年8月5日
② 平成16年11月30日
③ 平成17年7月31日
④ 平成17年11月30日
⑤ 平成21年6月29日
⑥ 平成22年6月25日

年金記録を確認したところ、A社（以下「事業所」という。）から支給された各請求期間の賞与について、厚生年金保険の記録に反映されていないことが判明した。調査の上、各請求期間に賞与が支給されたことを認めてほしい。

第3 判断の理由

請求期間当時から事業所と顧問契約をしている税理士法人から提出された請求者の請求期間⑤及び⑥に係る源泉徴収簿及び事業所から提出された請求期間①、②、③、④、⑤及び⑥に係る総勘定元帳（税理士法人が作成）から判断すると、請求者は、各請求期間において賞与を支給され、法定保険料率より高い保険料率で計算された厚生年金保険料を、事業主により各請

求期間の賞与から控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求期間①、②、③、④、⑤及び⑥に係る標準賞与額については、前記総勘定元帳又は源泉徴収簿により確認できる賞与支給額から、請求期間①は 25 万円、請求期間②は 40 万円、請求期間③は 50 万円、請求期間④は 70 万円、請求期間⑤は 33 万 6,000 円、請求期間⑥は 17 万 8,000 円とすることが妥当である。

また、厚生年金特例法第 1 条第 1 項ただし書では、特例対象者である請求者が、事業主が厚生年金の保険料納付義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合については、記録訂正の対象とすることができない旨規定されているところ、請求者は、請求期間当時から事業所の事務全般を一人で担当していた旨的回答をしているものの、事業主は、健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届（以下「賞与支払届」という。）を含む社会保険の書類作成及び届出については、請求期間当時から顧問契約していた税理士法人に委託しており、請求者が作成及び届出をすることはなかった旨の陳述をしていることから、請求者は同法第 1 条第 1 項ただし書に規定される「当該事業主が厚生年金保険の保険料納付義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合」には該当しないものと認められる。

なお、事業主が請求者の請求期間①、②、③、④、⑤及び⑥に係る厚生年金保険料を納付したか否かについては、事業主は、請求者の賞与支払届を社会保険事務所（平成 22 年 1 月以降は、年金事務所）に提出したか否か、また、厚生年金保険料を納付したか否かについては不明と回答しており、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 関東信越(受) 第 2000238 号
厚生局事案番号 : 関東信越(国) 第 2000026 号

第1 結論

昭和 57 年 * 月から昭和 59 年 2 月までの請求期間、昭和 59 年 3 月から昭和 61 年 2 月までの請求期間、平成元年 1 月から同年 9 月までの請求期間、平成 2 年 1 月及び同年 2 月の請求期間並びに平成 3 年 4 月から平成 7 年 1 月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 34 年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

- 請 求 期 間 : ① 昭和 57 年 * 月から昭和 59 年 2 月まで
② 昭和 59 年 3 月から昭和 61 年 2 月まで
③ 平成元年 1 月から同年 9 月まで
④ 平成 2 年 1 月及び同年 2 月
⑤ 平成 3 年 4 月から平成 7 年 1 月まで

請求期間①については、24 歳であった昭和 59 年 * 月頃、友人から国民年金の加入は国民の義務だと言われ、A 市役所に行ったところ、職員から、国民年金は本来なら 20 歳で加入すべきものであるが、過去 2 年分まで支払可能と説明を受け、加入手続を行った。その時に職員から納付すべき金額をメモしたものを渡され、後日、A 市役所の窓口で当該メモを添えて請求期間①に係る国民年金保険料（約 15 万円前後）を納付した。そのときの年金手帳の交付については記憶が定かではない。

20 歳から 22 歳までの 2 年分について支払いができなかったことにより、将来の年金額が減ってしまったという後悔が残り、その後は、支払漏れがないよう常に意識していたので、請求期間②から⑤までについては、その都度、送られてきた納付書で納期限内に銀行又は郵便局で、納付書に記載されている金額を納付した。

ねんきん定期便によると、昭和 61 年 3 月に B 社に入社し、初めて厚生年金保険被保険者資格を取得（資格取得時の厚生年金保険の記号番号が現在の基礎年金番号）した以前の国民年金の加入履歴がないが、昭和 59 年 * 月頃に現在の基礎年金番号とは別の国民年金手帳記号番号（以下「手帳記号番号」という。）が払い出され、当該手帳記号番号で請求期間①から⑤までに係る国民年金保険料を納付したのだと思う。調査の上、請求期間について、国民年金保険料を納付した期間として記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、昭和 59 年＊月頃、A 市役所において国民年金の加入手続を行い、現在の基礎年金番号とは別の手帳記号番号が払い出され、当該手帳記号番号で請求期間に係る国民年金保険料を納付したはずである旨主張している。

しかしながら、請求期間当時は、基礎年金番号導入前の期間であり、初めて国民年金の加入手続を行った場合には、国民年金被保険者に固有の管理番号である手帳記号番号が新規に付番される払出事務が行われていたところ、社会保険事務所（当時）は、新規に払い出した手帳記号番号のほか、氏名、払出年月日等を記載した帳簿である国民年金手帳記号番号払出簿を作成しているが、請求者が 20 歳になった昭和 54 年＊月から事務処理がオンライン化された昭和＊年＊月頃までの A 市における当該払出簿を全件調査したものの、請求者の氏名は確認できない。

また、上記調査に加え、オンライン化以降については、請求者が可能性を主張する氏名を含めて社会保険オンラインシステムにおける氏名検索（＊、＊、＊、＊、＊、＊、＊）を行ったものの、請求者の基礎年金番号とは別の手帳記号番号が請求者に払い出された形跡は見当たらない。

さらに、請求者に係るオンライン記録により、基礎年金番号導入後の平成 9 年 3 月 5 日（以下「資格処理日」という。）付で、請求者が B 社において厚生年金保険被保険者資格を喪失した昭和 64 年 1 月 1 日まで遡って国民年金の被保険者資格に係る処理がされていることが確認できることから、資格処理日頃に初めて請求者に係る国民年金の加入手続が行われたものと考えられ、資格処理日時点において請求期間①及び②については、国民年金未加入期間であり、国民年金保険料を納付することはできないほか、請求期間③から⑤までについては、資格処理日時点において保険料を徴収する権利が時効により消滅していることから、納付書は作成されず、請求者は、制度上当該期間に係る国民年金保険料を納付することができない。

加えて、請求者は、請求期間①に係る国民年金保険料について、A 市役所の職員から渡された納付額を書いたメモを添えて同市役所窓口において納付した旨主張しているところ、A 市役所は、過年度分及び現年度分に限らず市役所窓口では保険料を納付することはできず、納付書により金融機関、郵便局での納付をお願いしていた旨回答している。

なお、請求者は、請求期間①以外に遡って国民年金保険料を納付したことはない旨及び請求期間②から⑤までの保険料は納期限内に納付した旨陳述しているところ、オンライン記録によると、請求者は、平成 9 年 3 月に、平成 7 年 2 月分及び平成 8 年 1 月分から同年 3 月分までの過年度に係る保険料並びに平成 8 年 4 月分から同年 6 月分まで及び同年 12 月分から平成 9 年 3 月分までの現年度に係る保険料（合わせて 13 万 2,300 円）を納付していること及び平成 9 年 4 月分以降、請求者は全て納期限内に保険料を納付していることが確認できる。

そのほか、請求者は自ら確定申告を行ったことはないとしており、請求者が請求期間に係る国民年金に加入していたことをうかがわせる別の手帳記号番号に係る年金手帳等の資料及び請求期間の国民年金保険料を納付したことを示す家計簿等の関連資料はなく、ほかに請求者が請求期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これらの請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者

が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。